

# 第25回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出席表

第25回定例会平成28年4月26日

開会 15時00分 閉会 15時56分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 1 小林和恵	2 0 渡邊重昭
	1 2 渡邊幹夫	2 1 田口千秋

議事録署名委員	1 3 山崎正勝	1 4 花岡豊一
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号	農用地利用集積計画について
	議案第4号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊代理

皆さんお疲れ様です。ここに来て農作業も非常に中心的な存在になって来ましたが、同時に非常に暑くなりまして、体に気をつけながら農作業を進めていかなければいけない時期と思っております。

それでは、ただ今より第25回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。真夏のような陽気になってまいりました。異常気象が今年も続いているようで危惧されるところです。4月15日には熊本で大地震が発生しまして、災害に遭われた方にはお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ご承知の通り4月1日に改正農業委員会法が施行されました。農地利用の再適化の推進がスタートと言うことですが、担い手への農地利用集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、そして新規参入促進等、これまで以上にその役割と機能を全力で果たして行くことが求められています。また、委員会組織も農地利用最適化推進委員を組織化し、来年4月から新たな体制で臨むことになりました。我々現メンバーも残り任期1年ですが、スムーズに移行ができるよう農地利用最適化推進に取り組んで行きたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは本日もスムーズな進行をお願いします。慎重審議をよろしく申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

それでは議事録署名委員の紹介をします。本日は13番の山崎委員、14番の花岡委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。地図は1ページになります。まず1番ですが、譲受人は〇〇の〇〇さん。譲渡人の〇〇さんが相続で取得した土地です。ただ、県外の〇〇〇へ移住していますので、申請地のすぐそばに住んでおられる譲受人に農地を所有権移転して、耕作して頂きたいという話がまとまりましたので今回の申請になっています。下限面積を満たしていますので特に問題はないと思っております。

続いて2番です。地図は2ページです。譲受人の自宅が申請地の真ん中になります。すぐ周辺の農地になります。譲受人は経営面積〇㎡ですが、今回の申請で3,000㎡以上持つことになるので下限面積を満たすことになります。

3番ですが、地図は3ページになります。譲受人の〇〇さんは〇〇〇の方です。〇〇さんの自宅が申請地のすぐ南側。地図では〇〇さんとなって

いますが、こちらが〇〇さんの自宅になっており、自宅のすぐ裏の〇筆が申請土地になっています。

続いて4番です。譲受人が〇〇さん。すみません譲渡人の年齢が抜けていました。〇〇さんは〇〇歳です。譲渡人が〇〇〇に在住していて、高齢により耕作ができないと言うことで、譲受人の〇〇さんとの話がまとまりましたので今回このような申請となっています。下限面積も満たしていますので特に問題ないと思われま

す。続いて5番ですが、こちら譲受人が4番と同じ〇〇さんになります。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。こちらの方も高齢で耕作が出来ない状況です。また、こちらは〇〇の〇〇〇〇の整備事業に関連した申請になっていまして、平成〇〇年に〇〇さんから〇〇さんに売買の契約の話がありましたが、その時にこちらは農地なので、農地法第3条の許可が必要になっていまして現在登記が仮の状態になっています。したがって、今回改めて正式に3条の申請で所有権の移転をしたいという申請になっています。

6番ですが、譲受人と譲渡人の関係は、譲受人が弟さんで、譲渡人がお兄さんということで、兄弟です。譲受人は住所が〇〇になっていますが、もともとは実家が申請地の所です。6ページの地図にもありますが譲受人の実家がありましてその周辺が今回の申請地になっています。申請事由は贈与と受贈ということで兄弟という関係でもありますし、合計面積も〇〇㎡ありますので問題はないかと思

います。続きまして7番です。7番の譲受人と譲渡人は親子です。譲渡人が農業経営に関して譲受人に経営を移譲していわゆる経営移譲年金を受給していますが、これまでは経営基盤強化法の利用権設定を結びまして経営移譲年金を受給していましたが、この度農地法3条の関係で契約をやり直したいと言う事で3条申請で使用貸借権設定を結びたいということで申請があがっています。

3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず、番号1番の件につきまして7番の竹重委員、お願いします。

竹重委員

地図の1ページをご覧ください。内容は事務局からの説明通りです。申請地は〇〇の〇〇公民館より東に〇m くらいのところです。譲渡人の〇〇さんは相続により所有した土地ですが、居住地が〇〇〇と遠隔で、耕作が困難なため今回隣接の〇〇さんに譲渡するようです。〇〇さんは住宅の隣で利用するのに非常に都合がいいということで、今回このような話になったと言うことです。特に問題ないと思

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

それでは質疑ないようですので裁決に入ります。11番の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続きまして番号2の案件に付きまして3番の土屋委員より説明をお願いします。

土屋委員 それでは説明します。場所は2ページ、〇〇〇〇になります。〇〇〇の隣になります。〇〇〇〇のすぐ右隣になります。この用地から〇〇m 前後直線で東に行きますと〇〇〇〇、いわゆる〇〇〇〇が走っているという位置です。左下に〇〇〇の公民館があります。なお、譲受人は四角に囲まれている所が譲受人の〇〇さんの自宅です。この方は平成〇〇年に〇〇〇から移住して有機農業を志すということで、サラリーマン当時から農業スクール等に参加して意欲のある方とお聞きしています。譲渡人の〇〇さんは、以前の所有者から取得しましたが、造園業を営みこの場所に〇〇〇〇を植え家業を盛んにしたいということで取得したようですが、足腰の病気になりましてなかなか思うようにいかないので、今回〇〇さんに譲り渡したいということで話がまとまったようです。なお、この周辺の土地は非常に長期間荒れていて、放置された古タイヤや廃材や生ごみがこの土地に埋まっているということで、非常に苦労しながら〇〇さんが現在農地使用に奮闘しているという状況です。周りは宅地、農地ですが、一部荒廃している土地だったり山林だったりということですので、〇〇さんが耕作をして農地として復活してくださることはありがたいことかと思えます。特に問題はないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件に付きましてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

それでは質疑ないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続きまして番号3の案件に付きまして渡邊会長代理より説明をお願いします。

渡邊代理 それでは説明申し上げます。3ページをご覧ください。当該の場所は〇から〇〇に上がっていく道の〇〇〇〇と表示されている場所が、現在〇〇さん

が住んでいる住宅です。そのすぐ下に〇〇から〇〇へ登っていく道があります。〇〇〇〇という地区の〇〇通りは上と下に分かれています。〇〇さんはこの場所の他に県道を挟んだ〇〇という場所、地図では右下の場所を現在〇〇さんからお借りしております。昨年認定農業者に登録されている非常に意欲的な就農者ですので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件に付きましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは質疑ないようですので裁決に入ります。賛成と認める方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号4の案件に付きまして18番の戸田委員より説明をお願いします。

戸田委員

お願いします。地図の4ページをご覧ください。印しをしてある場所の左側を下りていくと〇〇を通過して〇〇〇〇に出る、〇〇とのぎりぎりの場所になります。現在この場所は荒廃地になっています。端の方は近所の方が草を刈り駐車場にしている状態で、作ってもらえればとてもいいと思う所です。〇〇さんは現在〇〇歳で〇〇に居りますが、後継者が居らずもともと何も作っていなかった場所ですが、今回〇〇さんが作ってくれるようになったということで非常に良いと思います。特に問題ないと思いますが宜しくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件に付きましてご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号5の案件に付きまして16番の柳沢委員より説明をお願いします。

柳沢委員

お願いします。地図は5ページをご覧ください。先程事務局から説明がありましたように、この場所は〇〇〇〇の作付けをすることでこれから区画整備をする予定の中の土地です。

この土地の周辺一帯は山林化してしまっていますが、たまたまこの土地は手入れがしてあります。この土地は平成〇〇年頃に売買が行なわれたよ

うで仮登記が付いている土地です。今回所有権を移転するという事で申請されたようです。〇〇〇〇の畑と言うことで申請をしているようです。地図で場所を説明しようがないので、地区内の場所と言うことでご承知していただきたいと思います。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続きまして番号6の案件に付きまして渡邊代理よりご説明をお願いします。

渡邊代理            それでは6ページをご覧ください。上から下、北から南に道が延びています。この場所は通称〇〇道路と言われている道です。最近は〇〇と〇〇との隠れたバイパスと呼ばれていて交通量が急増している場所です。当該の場所は〇〇池と書いてある左にもうひとつ小さい池があって、その二つで〇〇池と呼ばれています。先程事務局からの説明もありましたが、〇〇さん(弟さん)は〇〇〇に住んでいましたが、〇〇〇〇さん(お兄さん)が住んでいた場所に現在住んでいます。ご兄弟ですのでその周りの土地を弟さんに寄贈したいと言う事です。私も現場を見ましたが、〇をやるには非常に良いと思われました。基本的には何の問題もないと思われるのでよろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続きまして番号7の案件に付きまして18番の戸田委員より説明をお願いします。

戸田委員            お願いします。場所は〇〇〇〇〇沿いです。〇〇の〇〇〇〇〇、その上に〇〇の〇〇〇〇〇があります。そのすぐ隣の建物に挟まれたような土地です。毎年除草剤をまいていたようです。前には〇〇〇〇〇を作っていたが、今は休ませているということです。前にも作っていたので、改めてこういう申請を出し

たようです。特に問題はないと思いますがよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。一等地で大変いい場所のようですね。今、代理から補足があるようです。

渡邊代理                〇〇さんは私もよく存じ上げています。〇〇〇の〇〇〇〇の三長者の一人です。非常に熱心でかつては〇〇〇〇組合の組合長をされていました。

議長                    それではご意見ご質問等特にないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

                          全員の賛成を頂きましたので決定といたします。

                          続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは第2号議案についてご説明します。

                          まず地図ですが、今回試験的に2枚付けてあります。先日拡大役員会で各部長さん3名の方にもご出席いただきまして、以前よりご意見がありました地図が分かり難く、アバウトな部分があるということで、今回試験的に公図を付けてあります。

                          それでは計画変更1番です。地図は8、9ページです。こちらの申請は平成〇〇年の〇月に5条の案件で申請が出ていまして、許可になった案件です。場所は〇〇の県道〇〇号線から一本西に入った所。申請事由は、お父さんの土地に息子さんが一般住宅を建設するという案件です。こちらは事情がありまして、当初は使用貸借案件で許可を得ていた案件ですが銀行の融資の関係で所有権移転にしたいと言う変更の申請になっています。

                          続いて1番の案件です。地図は10、11ページです。場所は〇〇の都市計画の用途区域内ですので、第3種農地です。譲受人の〇〇さんは職業〇〇〇〇ですが、〇〇〇の事務所を経営しているということです。その〇〇〇〇の駐車場が不足して道端に来客の車を止めていると言う状況です。今回譲渡人との話がまとまって駐車場として活用したいと言う事で申請があがっています。

                          続いて2番です。用途区域内で太陽光の申請になっています。〇〇の上、〇〇〇との境になっていて、工業地域ということで第3種農地になっています。隣接の農地から2m以上離して設置したいと言う事で防除対策も講ずると言うことなので特に問題ないと思います。

                          続いて3番です。地図は14、15ページです。こちらは資材置場として

利用したいと言う事です。15ページの公図を見てもらいますと、申請地が中央にある〇〇〇〇さんの土地です。すでに〇〇さんの宅地の一部が資材置場になっていまして、今ある資材置場の拡張という申請になっています。〇〇〇〇さんの資材置場が不足し、今回の申請により不足を解消したいと言う事です。

続いて4番ですが、取り下げと言うことでお願いします。16ページのように分筆して住宅を建てたいという申請ですが、再検討したいと言う事で今回は見送りになっています。

最後に5番です。5番については農振除外の案件になっています。申請事由は一般住宅を建築したいと言う事です。場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇から東へ行った所になります。

5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入りたいと思います。まず最初に計画変更の1と言うことで、3番の土屋委員より説明をお願いします。

土屋委員

それではご説明します。先程事務局からの説明があった通りですが、8ページをご覧ください。地図の縮尺と書いてある道路がずっと北側に上がっていますが、これが〇〇〇〇線です。いわゆる〇〇〇〇線です。先程の事務局からの説明の通り金融機関等の意向もありまして、資金の関係で前回と違い今回は所有権移転と言うことでお願いしたいと言う事です。せっかくなので9ページをご覧ください。今回から付けた公図と言うことで、申請地〇〇〇〇の〇です。ここを今回息子さんに所有権移転をしたいという場所です。ご覧の通り周りにつきましては農地です。ほとんど〇〇〇〇さんの持っている一部です。右上の〇〇〇〇が〇〇〇〇さんの住宅地です。そこから少し下がった場所で、住宅を建てたいと言うことです。周りは道路に挟まれていますし、後はお父さんの農地に囲まれている場所ですので、特に問題はないかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

それでは質疑ないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号1の案件に付きまして2番の上原委員よりご説明をお願いします。

上原委員            お願いします。地図10ページと公図が11ページです。場所は〇〇〇〇線〇〇〇の信号から〇〇方面。そこにちょっと広がっている所の下が〇〇団地です。〇〇団地から反対方面へ向かった所が申請地です。申請地左側に上に向かっていく道を行きますと国道〇〇号線の〇〇交差点に至ります。周辺は最近、宅地化されています。〇〇と書いてある所が譲受人の自宅です。この道は大変狭い道で、すれ違いができない状態です。この地図の右側は〇〇が広がっていて譲受人も農道に車を止めるような状態だったようですが、譲渡人と話が付いてこの場所を駐車場と倉庫にすることになりました。公図では隣の〇〇〇番・〇〇〇番が〇となっています。そこは現状は使用していない〇〇なので特に問題はないと思います。自宅前の道の反対側は〇〇〇〇でやっている〇〇の市民農園の使用地となっています。特段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長                ありがとうございます。それでは審議に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

(渡邊代理挙手)

議長                代理、どうぞ。

渡邊代理           素朴な質問ですが、当該の場所は〇〇〇〇の所を少し上って右側に入っていくのですね。10ページの宅地と書いてある先の道が地図では繋がっていますが、公図を見ますと行き止まりになってしまうのですか。

上原委員           公図で別図となっている所は基盤整備をやって、たぶん公図は別になっていると思います。そこは〇〇地帯です。道は通じています。基盤整備の関係で別図となっていると思います。

代理                実際には繋がっているのですか。

上原議員           はい、繋がっています。

代理                そうですか。わかりました。

                      よろしいでしょうか。他にご意見ありましたら出してください。  
                      それでは質疑ないので裁決に入ります。番号1の案件に付きまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

それでは番号2の案件ですが、〇〇委員が当事者ですので退席をお願いします。

それでは番号2の案件に付きまして10番の滝沢委員をお願いします。

滝沢委員

それでは説明します。位置は12ページを見てください。中央に〇〇〇〇道が走っています。縦に伸びる道が国道〇〇線の〇〇の信号から上ってきますと、〇〇〇〇のガードをくぐって右上で〇〇〇〇に繋がります。対象地は〇〇〇〇の側道を入れて、〇〇mほど上がった所が対象地です。その横に〇〇〇との境があります。この土地は長いこと耕作ができず荒廃地化してしまったと言うことです。そんな中、譲受人の〇〇〇の〇〇〇〇さんと所有権移転の話がありました。〇〇〇〇さんはここで太陽光発電を予定しているようです。3種農地ということで周囲の隣接者との合意も取れていると言うことです。特に問題はないかと思いますが、宜しくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。2の案件に付きましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定とさせていただきます。

〇〇委員、ご苦労様でした。

続きまして番号3の案件について8番の依田委員より説明をお願いします。

依田委員

それでは説明します。15ページをお願いします。前回競売物件で資材置場が移動となった〇〇〇〇の件ですが、前回の土地から約〇〇m西に走った所です。地図で言いますと〇〇〇〇の〇〇〇の境の〇〇〇〇の南に走った所です。〇〇〇〇の土手下の沢です。片側に道路がありまして土地は〇〇〇〇〇さんです。そこをお借りして資材置場にしたいということです。右側に宅地とありますがすでに借りて資材置場にしてあります。ご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手の上発言をお願いします。質疑ないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定とさせていただきます。

番号4は事務局よりありましたが、取り下げですのでさせていただきます。

5番の案件に付きまして6番の関委員にお願いします。

関委員 説明します。地図は18ページです。場所は〇〇〇〇から〇〇mくらい先の場所です。譲受人の〇〇さんはアパート暮らしでお子さんもおり、手狭だったことから近くに1戸建て住宅を探しておりました。たまたま〇〇さんと知り合いだったことから今回の件となりました。隣接地の方の同意も得ており特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。5番の案件に付きましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。質疑ないようですので裁決に入ります。賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定とさせていただきます。

議長 続きまして議案第3号に入ります。農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当 まず、5ページから8ページが通常の利用権設定の一覧表になります。9ページは中間管理事業による利用権設定です。それでは5ページから説明します。合計は〇〇が〇〇〇〇㎡、〇〇が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡です。続いて9ページ、中間管理事業による利用権設定ですが、〇〇が〇〇〇〇㎡、〇〇が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡となります。4月分全体の件数では〇〇件、うち新規の利用権設定が〇〇件、再設定が〇〇件、中間管理事業による設定が〇件となっています。資料の訂正をお願いします。5ページの番号6番〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定の設定条件種類が賃借権と記載されていますが、使用貸借に訂正をお願いします。あと訂正が2件あります。9番の〇〇さんと〇〇〇〇さんの設定条件が賃借権設定で〇〇aあたりの借賃ですが、2筆の利用権設定が合わせて〇〇〇を〇ケースと言うことで、確認したところ物納でそれぞれ〇〇〇を〇本ずつと確認しておりますので訂正をお願いします。最後の訂正が6ページの19番、〇〇さんと〇〇〇〇の賃借権設定ですが、農地の所在地の字(あざ)が抜けていました。〇〇〇が記載されていなかったので追加をお願いします。以上です。

議長                    ありがとうございます。当事者の〇〇委員が今退席していますが、全体を通してご意見ご質問等ありましたら出していただきたいと思います。

それでは特にご意見等ないので裁決に入ります。集積計画について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定とさせていただきます。

〇〇委員ご苦労様でした。

それでは報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局                それでは4条の届出についてご報告します。今月は1件、〇〇です。2筆ありまして、2筆にまたがっている所に農業用倉庫を建設したいと言う届出になっております。申請人は〇〇〇の〇〇さんです。

報告については以上です。

議長                    ありがとうございます。以上を持ちまして議事の方は終了させていただきますが、全体を通して何かご意見ご質問がありましたら出してください。

それでは特にないので議事を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_